

栃木地方最低賃金審議会

議事録
議事要旨

(整理番号 0710)

第4回 栃木地方最低賃金審議会

令和7年8月21日 公開

開催日時	令和7年8月21日(木)		10時00分～11時10分
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 2 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について 3 栃木県特定最低賃金の改正決定について(諮問) 4 その他		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>只今から、令和7年度第4回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 —</p> <p>公益代表委員の杉田委員、労働者代表委員の安齋委員が欠席。</p> <p>委員15名中13名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 —</p> <p>本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果6名の傍聴申込みがあり、6名が傍聴することを報告。</p> <p>報道機関については取材がないことを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
-----	---

藤井会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、本審議会は「原則公開」として開催いたします。</p> <p>傍聴席には、事前にお申込みいただいた傍聴者の方もお見えになっていますが、事務局から配付されております「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようにお願いします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは最初に、議題（1）の「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」ですが、当審議会が8月5日に答申した意見を公示した結果について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>— 異議申出に関する経過及び栃木公務公共一般労働組合、佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン、とちぎコープ労働組合、栃木県労働組合総連合、全日本建設交運一般労働組合の5団体より異議申出書の提出があったことを報告 —</p>
藤井会長	<p>只今、事務局から報告がありましたとおり、当審議会の答申に伴う「栃木県最低賃金の改正決定に関する意見」の公示の結果、異議申出がなされております。</p> <p>本日は、この異議申出に関して、栃木労働局長より当審議会に対して諮詢が行われます。</p> <p>それでは、局長お願ひします。</p>
局長・会長	<p>— 訒問文手交 —</p>
藤井会長	<p>只今、栃木労働局長から、異議申出に関して諮詢を受けました。</p> <p>事務局は諮詢文（写）を全ての委員に配付して、確認のため朗読してください。</p>
事務局	<p>— 訒問文（写）を各委員に配付・朗読 —</p>
藤井会長	<p>只今の諮詢を受け、異議申出に関する審議を行うことといたします。</p> <p>まずは、公・労・使それぞれの代表委員において、別室で協議していただき、その後、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の順でご意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
藤井会長	<p>それでは、公・労・使それぞれの代表委員は、それぞれの協議室にて異議申出に関しての協議をお願いします。</p>

	<p>協議時間は10分から15分程度といたしますので、それぞれお考えがまとまり次第、本会議場にお戻りください。</p> <p>なお、各代表委員が別室で協議する場面は「非公開」となりますので、傍聴の方々は、別室での協議が終了するまでの間、大変恐縮ですが、この会場でお待ちくださいますよう、御協力をお願いします。</p> <p>では、事務局は、それぞれの代表委員を協議室に案内してください。</p> <p>《《 以降非公開 》》</p> <p>— 公労使それぞれの協議室にて協議 —</p> <p>《《 これより公開 》》</p>
藤井会長	<p>傍聴者の皆様、お待たせしました。</p> <p>ここからは再度「公開」といたします。</p> <p>それでは、協議の結果につきまして、それぞれのご意見をお聴きしたいと思います。</p> <p>まず、労働者代表委員からご意見をお願いいたします。</p>
労・鈴木委員	<p>それでは私の方から、労働者側の協議をした結果について申し上げたいと思います。</p> <p>異議の申立ての概要は、物価の上昇ですとか、生活水準ですとかそういうところかと思いますが、それらの点を含めて審議会の中でしっかり議論をした上でこの答申を出したと考えておりますので、再度審議することなく、答申の内容はこのままでよろしいかと思います。</p> <p>以上です。</p>
藤井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、使用者代表委員からご意見をお願いいたします。</p>
使・鈴木委員	<p>では、使用者側を代表し私の方から使用者側で協議した結果について、報告いたします。</p> <p>先ほど、労働者側から話がありましたように、こちらも異議申出の内容を含め、真摯に審議を行った結果ですので、8月5日の答申のままで良いと考えております。</p>
藤井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、最後に、公益代表委員からご意見をお願いいたします。</p>
荻原委員	<p>では、私から公益委員の協議結果を発表します。</p> <p>今回の異議申出の内容や第2回本審の際に各団体からいただいた様々なご意見等につきましては、そういう内容のことも含めて金額審議を重ねて参りましたし、また、第3回専門部会において示した公</p>

	<p>益見解につきましても、労使の様々な主張やそういったご意見等も踏まえつつ、最賃決定の3要素等を総合的に勘案したうえで示した見解であり、その見解に対し改めて労使委員が熟慮のうえ全会一致をもって結審し、答申いたしましたので、改めて改正審議や答申をやり直す必要はないという結論に至りました。</p> <p>以上です。</p>
藤井会長	<p>それぞれのご意見ありがとうございました。</p> <p>只今の、公・労・使それぞれのご意見を取りまとめますと、「今回、各団体から異議申出されたご意見の内容については、これまでの審議において、そういった内容のことも含めて十分に審議を尽くした上で、8月5日の答申に至ったものであるため、その答申どおりとすることが適當」というご意見であったと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
藤井会長	<p>それでは、異議申出の諮問につきましては、「令和7年8月5日付けの答申どおり決定することが適當である」として、答申することいたします。</p> <p>事務局は、異議申出の諮問に対する答申文（案）を作成してください。</p>
事務局	<p>— 答申文（案）作成・配付 —</p>
藤井会長	<p>只今、お手元に事務局より答申文（案）が配布されたと思います。事務局は、確認のため朗読してください。</p>
事務局	<p>— 答申文（案）朗読 —</p>
藤井会長	<p>この答申文（案）について、ご意見などございますか。</p> <p>特に、ご意見など無いようでしたら、この答申文（案）のとおり決定します。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
藤井会長	<p>それでは、答申文（案）のとおり決定します。</p> <p>お手元の答申文（案）の（案）を削除して、本日8月21日の日付を記入してください。</p> <p>事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の（写）も準備してください。</p>
事務局	<p>— 答申文作成・答申文（写）配付 —</p>

藤井会長 会長・局長 藤井会長 事務局 藤井会長	<p>それでは、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申出に関して、審議した結果を栃木労働局長に答申いたします。</p> <p>局長、お願ひいたします。</p> <p>— 答申文手交 —</p> <p>只今、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申出に関して、栃木労働局長に答申いたしました。</p> <p>以上をもって、当審議会における栃木県最低賃金の改正決定に係る調査審議は終了となります。</p> <p>また、諮問に伴い設置した栃木県最低賃金専門部会については、同専門部会運営規程第 10 条に「審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。」と規定されておりますので、本年度における栃木県最低賃金専門部会は廃止となります。</p> <p>栃木県最低賃金専門部会の委員を務められた委員の皆様、大変お疲れ様でした。</p> <p>続きまして、議題（2）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。</p> <p>まず、特定最低賃金の改正申出について動きがあったようすで、事務局から説明をお願ひいたします。</p> <p>— 各種商品小売業について、 申出取下書の提出があったことを説明 —</p> <p>只今、事務局から報告がありましたとおり、「各種商品小売業」につきましては、改正申出に係る「取下書」が提出されたとのことです。</p> <p>よって、これ以降につきましては、これを除いた 5 産業について、この後の審議を進めて行くこととなりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>では、今年度における栃木県特定最低賃金 5 産業の改正決定の必要性についてですが、8 月 5 日に開催された第 3 回審議会において、労働局長より諮問を受けた直後におきまして、この改正決定の必要性の有無について、その時点での労働者側・使用者側の双方の意思を確認させていただきましたところ、労働者側・使用者側ともに「必要性あり」とのご意見をいただきましたので、8 月 19 日の特別小委員会の開催は不要と判断し、中止といたしました。</p> <p>その後、各種商品小売業の申出取下げといった多少の状況の変化もありましたが、今この場で改めて確認をさせていただきます。</p> <p>取下げのあった各種商品小売業を除く 5 産業の特定最低賃金について、労働者側・使用者側とも「改正決定することの必要を認める」というご意思に翻意はありませんでしょうか。</p>
--	---

労働者委員	ありません。
使用者委員	ありません。
藤井会長	<p>それでは、各種商品小売業を除く5産業については「改正決定することを必要と認める」として、栃木労働局長に答申することといたします。</p> <p>事務局は、答申文（案）を作成してください。 また、答申文（案）を全ての委員に配付してください。</p>
事務局	— 答申文（案）作成の上、配付 —
藤井会長	事務局は、確認のため答申文（案）を朗読してください。
事務局	— 答申文（案）朗読 —
藤井会長	<p>ありがとうございます。この答申文（案）について、ご意見などございますか。</p> <p>— 意見等なし —</p>
藤井会長	<p>それでは、答申文（案）のとおり決定します。</p> <p>お手元の答申文（案）の（案）を削除して、本日8月21日の日付を記入してください。</p> <p>事務局は、答申文の作成をお願いします。また、傍聴者用の（写）も準備してください。</p>
事務局	— 答申文を作成 —
藤井会長	<p>それでは、栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、審議した結果を栃木労働局長に答申いたします。</p> <p>局長、お願ひいたします。</p>
局長・会長	— 答申文手交 —
藤井会長	<p>只今、栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、栃木労働局長に答申いたしました。続きまして、議題（3）の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>只今、5つの産業に係る栃木県特定最低賃金について、改正決定の必要を認める旨の答申を行いました。</p> <p>これに伴い、栃木労働局長より塗料製造業、はん用機械器具等製造業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、計量器等製造業の5つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について諮問があ</p>

	<p>ります。</p> <p>それでは局長、お願ひいたします。</p>
局長・会長	<p>— 質問文手交 —</p>
藤井会長	<p>只今、局長から 5 つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について、質問を受けました。</p> <p>事務局は、質問文（写）を全ての委員に配付してください。</p>
事務局	<p>— 質問文（写）配付 —</p>
藤井会長	<p>事務局は、確認のため朗読してください。</p>
事務局	<p>— 質問文（写）朗読 —</p>
藤井会長	<p>只今、栃木県特定最低賃金の改正決定の質問を受けましたので、これに伴い、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づき、栃木県特定最低賃金専門部会を各産業ごとに設置し、そこで審議することといたします。</p> <p>この専門部会設置に伴い、まずは栃木県特定最低賃金専門部会の運営規程（案）についてお諮りしたいと思います。</p> <p>事務局は、運営規程（案）について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 特定最低賃金専門部会運営規程（案）の説明 —</p>
藤井会長	<p>只今の運営規程（案）の説明について、ご意見などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見等なし —</p>
藤井会長	<p>ご意見など無いようでしたら、運営規程は原案どおり決定いたします。</p> <p>この規程は、本日より施行いたしますので、お手元の運営規程（案）の（案）を削除し、附則の施行期日に令和 7 年 8 月 21 日の日付を記入してください。</p> <p>次に、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用についてです。</p> <p>専門部会の決議については、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項において、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」ことを規定しております。</p> <p>当審議会においては、従前より、専門部会における決議が「全会一致」である場合に限り、これを適用することとしておりますが、いかがいたしましょうか。</p>

各代表委員	— 例年どおり —
藤井会長	<p>それでは、栃木県特定最低賃金専門部会において、「全会一致」での決議となった場合に限り、審議会令第6条第5項を適用し、これを審議会の決議といたします。</p> <p>続きまして、特定最低賃金専門部会の委員の推薦手続きについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	— 推薦手続きについて説明 —
藤井会長	<p>只今の説明のとおり、専門部会の推薦手続きについては、期限が9月5日と短期間にになりますので御留意いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、関係労使の意見聴取等の手続きについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	— 意見聴取手続について説明 —
藤井会長	<p>現時点でのスケジュールにおいては、次回本審は、各専門部会での結審後となっておりますが、意見書等の提出があった場合には、次回本審を待つことなく、事務局から各専門部会に速やかに共有されるということでおろしいですね。</p>
事務局	<p>はい。ご意見等が専門部会における審議にも反映できるよう、各専門部会に速やかに共有させていただきます。</p>
藤井会長	<p>では、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、議題（4）の「その他」ですが、委員の皆様、何かござりますか。</p>
各代表委員	— 質問等なし —
藤井会長	特に御質問など無いようであれば、事務局から今後の日程等について説明をお願いします。
事務局	<p>只今の特定最低賃金専門部会委員の推薦公示締切後、事務局において速やかに労働者代表委員及び使用者代表委員の任命作業を行い、また、これと並行して公益代表委員の任命作業を行いますが、各産業ごとの委員が内定した時点で専門部会開催の日程調整を行います。</p> <p>よって、各産業における専門部会のスケジュールはまだ確定しておりませんが、事務局といたしましては、9月下旬に全業種の委員を一堂に会した「合同専門部会」を可能であれば開催し、その後、各業種ごとに2回程度専門部会を開催しつつ10月下旬までにそれぞれ結審していただき、10月29日の水曜日に開催予定の第5回最低賃金審</p>

	<p>議会において各産業の改正額の答申を、また、その答申に対し異議の申し出があれば、11月17日の月曜日に開催予定の第6回最低賃金審議会において、異議に係る諮問・審議・答申を予定おります。</p> <p>なお、これらのスケジュールにつきましては、特定最低賃金の改正発効日を例年どおりの12月31日とすることを想定して組んでいるものですので、各専門部会における審議の状況によりましては、本審のスケジュールにも変更が生じる可能性がありますことをあらかじめご承知おきくださいますようお願いします。</p>
藤井会長	只今の説明について、何か御質問等ありますでしょうか。
各代表委員	一 質問等なし 一
藤井会長	<p>特に御質問等がないようであれば、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開いたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
労・鈴木委員	労側は、鈴木でお願いします。
使・鈴木委員	使側は、鈴木でお願いします。
藤井会長	<p>それでは、労働者代表の鈴木委員と使用者代表の鈴木委員にお願いいたします。</p> <p>それでは最後に労働局長より御挨拶があります。</p> <p>局長、よろしくお願ひいたします。</p>
局長	<p>栃木労働局長の川口でございます。先ほど、栃木県最低賃金の改正決定にかかる異議申出に対し「8月5日の答申どおりとする」旨の御答申をいただきました。</p> <p>御答申をいただきましたことによりまして、今年度、令和7年度の栃木県最低賃金の改正額が確定することとなりました。今年度の審議を簡単に振り返りますと、先月7月4日に改正決定にかかる諮問をさせていただいた後、今月5日夕刻に全会一致による御答申をいただきました。これは日本で最も早いタイミングでのご答申であり、本日のご審議の結果、全国唯一10月1日での改正発効を迎えることとなりました。改めまして、委員の皆様に心より感謝を申し上げる次第です。</p> <p>栃木労働局としましては、10月1日の改正発効に向けた所要の手続を進めるとともに、県内で事業を営まれる事業主の皆様、県内で働く労働者の皆様、あるいはその御家族など、幅広く、かつ丁寧な周知を図るとともに、その履行確保のための行政指導にも努めてまいります。</p>

藤井会長	<p>加えまして、賃金引上げに取り組まれる中小企業・小規模事業者等に対する各種支援策の周知及び利活用の促進につきましても、全力で取り組んでまいります。</p> <p>結びになりますが、委員の皆様には、特定最賃の改正審議をお願いすることとなり、重ねてご苦労をおかけいたしますが、引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>引き続き、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第4回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>皆様、ありがとうございました。</p>
------	--